

## ベトナム：2014年新破産法

2004年に制定された破産法に代わるものとして、ベトナム国会は新しい破産法を制定しました。ここでは、新法による大きな変更の概要についてご紹介いたします。

### 新破産法

現行の破産法（「2004年破産法」）に代わり制定される新破産法（「2014年破産法」）は、2015年1月1日を施行期日としており、以下に記載するような、いくつかの重要な変更があります。

#### 支払不能状態（Insolvency Status）

2004年破産法では、企業が履行期の到来した債務の弁済を怠った場合、債権者の請求があったときに、支払不能（Insolvency）であるとされました。これに対し、2014年破産法では、本来の履行期から3ヶ月が経過しても企業が債務の弁済を怠った場合に支払不能とされます。このため、債権者による請求は、当該債務者について、支払不能事由に該当させるためには不要となります。

#### 破産手続

##### 破産手続の申立て

2014年破産法では、以下の当事者が支払不能の債務者への破産手続の請求の申立てができます。

1. 無担保又は部分的に担保を有する債権者で、履行期から3ヶ月を経過しても自己の債権の支払を受けていない者
2. 支払不能の債務者自身
3. 支払不能企業の従業員で3ヶ月以上給与等の支払いを受けていない者又は関係する労働組合

3の場合を除き、申立人は、裁判所に対して破産費用を事前に支払う必要があります。

##### 破産手続における各段階

2014年破産法における破産手続の概要は以下のとおりです。

- ステップ1： 裁判所への破産手続の申立て
- ステップ2： 申立取下げに関する申立人と支払不能企業との交渉。  
交渉の結果により、裁判所は申立てを受理するかどうかを決定
- ステップ3： 裁判所による破産手続の開始決定
- ステップ4： 債権者集会
- ステップ5： 再生計画の履行
- ステップ6： 裁判所による破産宣告
- ステップ7： 清算（資産処分）手続

#### 主要トピック

- 債権者による請求は、支払不能事由に該当させるためには、不要となりました。
- 裁判所は、破産宣告について簡易手続を用いることができるようになりました。
- 債権者集会の定足数要件は、全無担保債務金額の51パーセント以上の債権者の出席に緩和されました。
- 支払不能・破産企業に対する、資産管理・清算人の概念が導入されました。
- 破産法に基づく手続は、支払不能となった金融機関にも適用されます。

2004年破産法のもとでは、裁判所は、債権者集会の招集ができなかった場合又は再生計画が適切に債務者により実行されなかった場合に限り、支払不能の債務者に対して破産宣告が可能でした。2014年破産法では、裁判所は、当該債務者が財産を有しない場合には、（債権者集会を開催したり、再生計画を採択せずに）破産宣告に関する簡易手続（brief procedures）を適用することが可能です。

## 管轄裁判所

2004年破産法では、ベトナムで設立された会社（外国資本の場合を含めて）の破産手続は、省（province）レベルの裁判所の管轄に服していました。2014年破産法では、（より下位の）県（district）レベルの裁判所が管轄を有することになりました。但し、以下の場合には、省レベルの裁判所によって審理されます。

- 債務者が国外に資産を有する場合又は破産手続に係る当事者が国外に居住する場合
- 債務者が複数の地域に支店を有する場合
- 債務者が他の地域に不動産を有する場合
- その他複雑な案件であって省レベルの裁判所が審理する旨を決定する場合

## 債権者集会の定足数

2004年破産法においては、債権者集会は定足数を満たすためには、頭数で過半数、無担保債務の総額に対して3分の2以上の無担保債権者の出席を要しました。2014年破産法では、この定足数に関する要件のうち、債権者の頭数に関する要件は適用がなくなり、無担保債務の総額に対して51パーセント以上の債権者の出席のみが要件となりました。債権者集会で決議を行うための議決権の要件は2014年破産法でも変更はなく、出席した無担保債権者の頭数において過半数、無担保債務の総額に対して65パーセント以上の無担保債務者の同意を要することになります。

## その他の問題

### 否認可能な取引

2004年破産法においては、裁判所が破産手続の申立てを受理する日の前3ヶ月以内に、当該債務者によって行われた以下の取引について、無効とみなされていました。

- 動産・不動産の他者への贈与
- 契約の相手方の義務よりも明白に過大な債務を債務者が負担する契約の決済
- 履行期が到来していない債務の弁済
- 債務に関して行われた資産への抵当権・質権の設定
- その他資産を散逸させるために行われた取引

2014年破産法では、裁判所が当該債務者に対して破産手続を開始することを決定した日の前6ヶ月以内（関係者間で行われた場合には18ヶ月以内）に、当該債務者によって行われた以下の取引は無効とみなされます。

- 市場価格に基づかない資産の移転
- 無担保債務を債務者の資産により（一部）担保される債務に変更すること
- 履行期が到来していない債務の弁済
- その他資産を散逸させるため、又は当該債務者の事業目的に沿わずに行われた取引

## 資産分配命令

2014年破産法では、裁判所による破産宣告がなされた債務者の資産は、以下の順序に従って分配されます。

- 破産手続の費用
- 未払いの給与、退職給付、社会保険その他従業員福利
- 破産手続開始以降の債務
- 政府に対する金融債務及び無担保債務

## 保証を受けている債務

2004年破産法では、保証人が破産した場合、主債務者は債権者に対して債務を履行する必要があり、債権者は主債務者の無担保債権者となるものとされてきました。この点は2014年破産法において修正され、もし保証人が破産した場合に保証債務の履行期が到来していない場合には、主債務者は（当該保証に代えて）他の担保を債権者のために提供する義務を負うものとされ、かかる担保提供がなされなかった場合で、被担保債務の履行期が到来し、保証人が破産したときには、債権者は保証人に対して直接弁済を請求することができます。

## 資産管理・清算を行う個人（管財人）又は企業の導入

2014年破産法は、支払不能・破産宣告を受けた債務者の資産管理・清算人について新たな概念を導入しました。資産管理・清算人は、個人（管財人）又は企業であり、裁判所により任命されたときには、資産管理及び清算を専門とする管財人・企業は、破産手続における債務者の資産の管理及び清算に責任を負うこととなります。管財人は、弁護士、監査人又は法学・経済学・会計学・ファイナンス・バンキングに関する学位を有し、当該領域の5年以上の職務経験を有する者が任命されます。資産管理及び清算に専門性を有する企業は、partnership company 又は private company として設立されたものであって、その取締役は資格を有する管財人である必要があります。

## 金融機関に適用ある破産手続

2004年破産法には、同法を金融機関に適用する場合のガイドラインをベトナム政府が示す旨の規定がありました。このガイドラインは、これまで政府により発表されていません。2014年破産法は、同法に基づく破産手続は、支払不能となった金融機関に適用があり、当該破産手続は（今後）State Bank of Vietnam の特別な管理の枠組みに服さないことを明示で規定しています。

付記：2014年7月19日、ベトナム国会は「破産法（No. 51/2014/QH13）」を、2015年1月1日から、「2004年6月15日付破産法（No. 21/2004/QH11）」に代わるものとして、可決しました。

もし本ブリーフィングにおいて取り上げた点について、ご不明な点がございましたら、下記の執筆者にご連絡いただければ幸いです。

## お問い合わせ先

### Clifford Chance

#### Fergus Evans

(ファーガス・エヴァンス)  
パートナー

E: [fergus.evans@cliffordchance.com](mailto:fergus.evans@cliffordchance.com)

#### 弁護士 鈴木秀彦

(すずきひでひこ)  
パートナー

E: [hidehiko.suzuki@cliffordchance.com](mailto:hidehiko.suzuki@cliffordchance.com)

#### 弁護士 野村諭

(のむらさとし)  
カウンセラー

E: [satoshi.nomura@cliffordchance.com](mailto:satoshi.nomura@cliffordchance.com)

### VILAF

#### Tran Tuan Phong

(トラン・トゥン・フォン)  
マネージングパートナー

E: [phong@vilaf.com.vn](mailto:phong@vilaf.com.vn)

#### Vo Ha Duyen

(ヴォ・ハ・ジュエン)  
マネージングパートナー

E: [duyen@vilaf.com.vn](mailto:duyen@vilaf.com.vn)

#### Nguyen Quang Hung

(ニュエン・クワン・フン)  
パートナー

E: [hung@vilaf.com.vn](mailto:hung@vilaf.com.vn)

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所  
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番7号赤坂溜池タワー7階

© Clifford Chance 2014

Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

[www.cliffordchance.com](http://www.cliffordchance.com)

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Jakarta\* ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh ■ Rome ■ São Paulo ■ Seoul ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

\*Linda Widyati & Partners in association with Clifford Chance.

501205-4-983-v0.5

JP-8141-KI